

療育手帳にかかる判定結果の交付について

滋賀県の療育手帳を持っている18歳以上の方について、過去に受けた判定の結果を文書にて交付することができます。

判定結果交付書に記載される内容

- 判定を受けた本人の氏名、生年月日
- 直近の判定結果（検査名、知能指数・発達指数、精神年齢・発達年齢、障害程度）

交付申請手続き

- 18歳以上の本人または保護者・法定代理人が「判定結果交付申請書」に必要事項を記入の上、知的障害者更生相談所にご提出ください。窓口か郵便にて受付けています（※送付先はページ下部）。

受け取りについて

- 判定結果交付書は、申請者住所へ特定記録郵便にて送付いたします。申請書がセンターへ到着してから交付書が送付されるまでは2～3週間程度かかります。
- 窓口での受け取りをご希望の方は、来所される前にお電話にてご確認ください。窓口受け取りの場合は、本人または保護者の本人確認書類（療育手帳、マイナンバーカード等）を提示する必要があります。

申請書送付先・連絡先

滋賀県知的障害者更生相談所 〒525-0072 草津市笠山八丁目5番130号 電話番号：077-563-8448（平日8:30～17:15）
--

<注意>18歳未満の方の判定結果交付は、この様式では申請できません。
各子ども家庭相談センターへお問い合わせください。